

引っ越しの際は

住所の異動手続きを忘れずに！

住民票の住所の異動届（転出届・転入届・転居届など）は、国民健康保険、国民年金、選挙人名簿への登録などにつながる大切な手続きです。

「住民票」とは、氏名・生年月日・性別・住所・世帯主との続柄などを記録した、法令に基づいて作成された帳票のことです。住民票は「住民の居住関係を公に証明するもの」とされ、様々な行政サービスの基礎となっています。

この住民票の制度を定めている「住民基本台帳法」によって、引っ越し後 14 日以内に届出をすることが義務付けられています。

市町村窓口での「**正確な住所の届出**」が必要です！

入学や就職、転勤などによる引っ越しで、住所を異動される方は、

■住民票の異動の届出を！ （転出届・転入届・転居届など）

○ほかの市区町村に転出・転入される場合

**引越前の
市区町村** 〈転出前に〉
転出届を提出して
転出証明書を受け取る



**引越先の
市区町村** 〈転入した日から 14 日以内に〉
転出証明書を添えて
転入届を提出

○同一の市区町村で転居される場合

**お住まいの
市区町村** 〈転居した日から 14 日以内に〉
転居届を提出



■マイナンバーカードの住所などの 変更手続きもお忘れなく！



○転入届を提出した日から 90 日以内に手続きをしなかった場合、マイナンバーカードは失効してしまいます。

○転出届出時の転入予定日より 30 日を経過してから転入手続きをした場合も同様です。

※正当な理由なく住民票の異動の届出をしない場合、5 万円以下の過料に処される場合があります。

■問い合わせ 町民課町民生活グループ ☎ 25-2157